

中国の大学における法学教育の現状と課題 — 「中南民族大学」との学術交流を中心として—

内 布 光

目 次

1. はじめに
2. 中南民族大学との学術交流
 - 1) 経緯
 - 2) 実施上の問題とその解決
 - 3) 交流内容の決定
 - 4) レジュメ等資料の作成
 - 5) 学術交流の実施
 - 6) 実施結果
3. 中国の法制度と法学教育
 - 1) 中国における法制度整備の経緯
 - 2) 中国の大学における法学教育の経緯
 - 3) 中国の大学における法学教育の今後の課題
4. おわりに

1. はじめに

2006年9月12日(火曜日)から19日(火曜日)にかけて、中国湖北省・武漢(Wuhan)の中南民族大学(South-Central University for Nationalities)¹⁾の招きに応じて訪中した。この訪中の目的は、同大学の教員・学生に対する企業法、知的財産権法等のレクチャーを中心とした学術交流で

中国の大学における法学教育の現状と課題

あった。

なお、中国では、改革開放後、特に 2001 年の世界貿易機関 (WTO) 加盟²⁾後、それまでの社会主義市場経済³⁾から自由競争市場経済へとシフトするための市場経済ルールについて、国家レベルの法令の整備 (制定改廃) が進められてきたが、最後まで残されていた独占禁止法 (中国語では「反壟断法」) が 2007 年 8 月 30 日に制定されたことをもって、この膨大な数の法令整備作業は、ほぼ完了したといえる。

中国では、このように法令整備は終わったとしても、大学 (特に、内陸部の大学) における法学教育の充実・強化は、早急に改善すべき課題として残されている。つまり、今回の学術交流先である中南民族大学をはじめ、2005 年 9 月に国際協力銀行 (JBIC)⁴⁾の助成で行ったプロジェクト調査⁵⁾で訪問した貴州省・貴陽や陝西省・西安にある幾つかの大学における法学教育の現状を見ると、日本や欧米の大学の法学教育に比べて遅れていると感じたからである。

そこで、本稿では、武漢市の中南民族大学との学術交流についての報告を中心に、JBIC プロジェクト調査により判明した中国の大学における法学教育の課題について考察する。

2. 中南民族大学との学術交流

本稿の中心テーマである中国・武漢の中南民族大学との学術交流を、どのような経緯で行うようになったのかということから実施結果に至るまでについて、以下報告する。

1) 経緯

今回、中南民族大学との学術交流に至った経緯の詳細は、以下の通りである。

2005 年 10 月に、中南民族大学・法学院 (日本の法学部に相当) の王瑞

友 (Wang Rui-long) 教授 (法学院副院長) が、西安市の西南大学・経済管理学院の虞山冰 (Lu Shan-bing) 副教授と共に、日本の大手広告代理店が中国の研究者に対して行った研究助成を受けて来日⁶⁾された。

なお、虞副教授とは、2005年9月のJBICプロジェクト調査で西南大学を訪問した際に既に知己を得ていたので、虞副教授から王教授を紹介された。

以後、王教授は、日本滞在期間 (2005年10月～2006年3月) 中、日本の知的財産権法を中心とした企業法全般について私からレクチャーを受けるため、3回程度、私の研究室を訪れた。この際、王教授から、中南民族大学をはじめ中国 (特に、内陸部) の大学における法学教育はかなり遅れており、教員の養成が急がれているので、王教授自身も、この一環で来日したということを知った。また、王教授から、2006年3月の帰国の際、中南民族大学にて日本の企業法等についてのレクチャーをしてほしい旨の打診があった。

そして、王教授が帰国されて1ヶ月も経たない2006年4月初め頃、中南民族大学・国際交流合作処主任 (Director of Office of International Cooperation and Exchange) の阮志堅 (Ruan Zhijian) 氏から正式の招聘 (9月中旬に同大学に来て企業法及び知的財産権法のレクチャーをお願いしたい旨) を受けたので、これを応諾する旨回答した。

この応諾理由は、今回の訪中が前年行ったJBICプロジェクト調査の目的と密接に関連していること、また、同大学でレクチャー等を行うことにより法学部教員・学生等と直接、意見交換等ができるので、これにより同大学における法学教育の現状や課題などを具体的に把握できると期待できたからである。

なお、今回の訪中日程を9月中旬にしたのは、当方の都合 (レクチャー等の準備に相応の期間が必要であり、かつ本学では夏休期間であるので授業等に一切支障をきたさない) と先方のニーズ (新学期が始まっているの

で多くの教員・学生が参加できる) が合致する最適の時期であったからである。

2) 実施上の問題とその解決

今回の学術交流の実施に当たっては、解決しておかなければならない問題があった。

すなわち、今回の交流相手は中国人であるから、本来ならば中国語でレクチャー等の交流を行うのがベストである。しかし、当方は中国語を話せないで日本語でレクチャー等の交流を行わざるを得ず、この結果、先方(交流相手の教員・学生)との間で互いに十分な意思疎通ができないという問題に直面した。

一般的に、国際会議・シンポジウムなどにおける使用言語は英語であるが、法律など独自の専門用語が多用される分野をテーマとする場合は、当該専門分野に通じた通訳を介して行うことが多い。これは、専門通訳を介することで参加者は互いにその内容を正確に理解できるからである。

このことから、レクチャー等の交流内容を互いに正確に理解できるようにするためには、次の2点を解決する必要があった。

第一に、今回の交流内容の中心は日本の法律(専門用語を含めて)であるから、日本法にある程度通じた通訳(日本語—中国語)が必要ということである。

この問題の解決策として、当時、本学大学院(現代法学研究科)の中国人留学生であった金華星君に通訳をお願いすることにした。

なお、王教授から、先方の中南民族大学には日本語科も設置されているので、日本語を十分に話すことができる教員や学生もいると聞いていたが、これらの者は殆ど日本法を知らないとのことであったので、的確な通訳できないことは明白である。これに対して金君は、本学の現代法学部及び大学院で日本の法律を学び、立派な修士論文(日中環境法比較)も書けるレ

ベルの日本語能力を有していたので、まさに適任であった。

第二に、レクチャー等で使用する資料をできるだけ早く作成しなければならないことである。

どのように優秀な専門通訳であっても、通常、予め通訳内容がわかる資料に目を通した上で通訳に当たっているが、今回の通訳を任せた金君は、このような専門通訳でない。ましてや、今回のレクチャー等の内容は、金君が学んでない法律分野にも及ぶので、この概要がわかるレジュメ等資料を予め作成しておかなければならないことになる。そして、事前に、この内容を同君に十分に理解させておかなければならない。

また、このように前もってレジュメ等資料を作成しておく、これを先方にも事前に渡すこともできる。すると先方は、これを必要に応じて中国語に翻訳し、当日の参加者等に配布することができるから、当方のレクチャー等内容について理解しやすくなるという効果が期待できる。

3) 交流内容の決定

中南民族大学の交流窓口である王教授との間では、今回のレクチャー等の内容は、知的財産権法と企業法にすることにしていた。しかし、企業法は、大きくは企業組織法（いわゆる会社法）と企業取引法とに分かれており、中でも企業取引法は、契約法や商行為法のみならず、各種業法、独占禁止法などを含む広い概念で捉えられている。

従って、企業法については、余りにも広範で漠然としているので、具体的に特定の法律分野に絞っておかなければ、短時間でのレクチャーは極めて困難である。

一方、同大学の教員・学生等にとっては、日本法に関するレクチャーを受講できる絶好の機会であるから、知的財産権法や企業法に限らず、できるだけ多くの受講者が関心・興味を持った法律分野についてレクチャーすることが望ましい。

そこで、2006年5月の連休明けに、王教授に対して、レクチャー等の具体的なテーマとその内容について、同大学の教員・学生からの質問・要望をとりまとめてほしい旨依頼した。その結果、5月末に、次のような要望等内容についての回答があった。

- (1) 日本の会社法改訂の状況、日本の中小企業における法律制度などについて
- (2) 日本の知的財産権法の発展動向（特に、日本の知的財産権法の改訂の状況、職務発明制度の変化の状況など）について
- (3) 日本の法学教育と司法試験との関係、日本の法律人材の育成と法学教育との関係、日本の大学・大学院における教育スタイル、方法、成績評価などについて
- (4) 日本の司法制度の概況及び司法制度改革の状況について
- (5) その他（教員からの個別質問）
 - ① 日本の「製造物責任法」で定めている製造物は製造または加工している動産とされているが、なぜ不動産を排除しているのか。
 - ② 欠陥製造物の認定基準は安全性の欠如とされているが、その製造物の欠陥の認定は誰が行うのか。どのような手続きで認定しているのか。
 - ③ 日本の司法実践において、輸血による感染においてどのように法律を適用させているのか。
 - ④ 血液および製品を製造物として、製造物責任法を適用することはできるのか。
 - ⑤ 科学技術の発展により、製造物の範囲について変化の動向はあるのか。

なお、当時の中国では、日本と同様に司法制度改革が進められており、法制度整備面では、2005年10月に会社法と証券取引法が大改正されたばかりであった⁷⁾。また、知的財産権法（中国語では「知識産権法」）につ

いては、WTO 協定（中でも TRIPS 協定）との整合性を図るため 2000 年以降に大幅な改正を行っており、ほぼ日本と同等の法律が整備されつつあった。

このように中国では法制度の整備や司法制度改革のピーク期を迎えているという背景を踏まえると、中国の大学の法学部の教員や学生にとっては、いわば、法治先進国である日本の法制度や司法制度などに強い関心を持つのは当然のことであり、これを反映して上掲のような要望等となったものといえる。

上掲の要望等の内容について王教授と調整した結果、(3) については、本学では法科大学院未設置であり、かつ各大学・法科大学院によって方法等が異なっているので不採用とし、(1)、(2) 及び (4) については講義形式で、(5) については同大学の教員との間での意見交換会形式で実施することを決定した。

4) レジюме等資料の作成

前項で決定したレクチャー等の内容に従って、2006 年 6 月から 8 月にかけて、以下のレジюме等資料を日本語（MS-Word）で作成した。このうち、(1)～(3) は講義用レジюме（いずれも A4 版で 5～6 ページもの）であり、(4) は意見交換会用の資料である。

- (1) 「日本の企業法」 企業法体系、新「会社法」の制定と会社の種類、株式会社制度の概要、株式会社の設立・機関など
- (2) 「知的財産権法概論」 日本における知的財産保護の経緯、知的財産権法の概念、特許法の概要、不正競争防止法の概要（営業秘密を中心として）、著作権法の概要、ソフトウェアの職務上作成に対する特許法と著作権法の取扱いの差異など
- (3) 「日本の司法制度改革」⁸⁾ 日本の統治システムと司法制度の概要、司法制度改革への取組みの背景と経緯、司法制度改革の概要など

(4) 「日本の製造物責任法」 日本の製造物責任法制定の経緯、同法律の概要、Q&A

次に、上記 (1)～(3) の講義はノートパソコンを使用してプレゼンテーション形式で行うことが決定していたので、それぞれの講義用レジュメの作成と並行して、Power Point で日本語版スライドを順次作成していった。

しかし、講義ではスライドを投影しながら日本語で通訳を介して行うことを予定していたので、投影されるスライドが中国語になっていると、通訳しやすいし、中国人である受講者も理解しやすくなる。

そこで、この日本語版スライドの中国語版への翻訳作業を今回の通訳(金君)に行ってもらった。

なお、それぞれの講義用 Power Point ・スライド数(日本語版・中国語版との同数)は、(1) は 15 スライド、(2) は 17 スライド、(3) は 16 スライドとなった。

5) 学術交流の実施

中南民族大学における学術交流は、以下の通り、2006 年 9 月 13 日(水曜日)～15 日(金曜日)の日程で、3 回の講義と 1 回の意見交換会によって実施した。

なお、講義は、中南民族大学(主として法学院)の教員、研究生、学生を受講対象に行い、意見交換会は、同大学・法学院の教員との間で行った。

- (1) 「日本の知的財産法」の講義 9 月 13 日(水曜日) 19:00～21:00
- (2) 「日本の司法制度改革」の講義 9 月 14 日(木曜日) 14:30～16:30
- (3) 「日本の企業法(会社法)」の講義 9 月 14 日(木曜日) 19:00～21:00

- (4) 「日本の製造物責任法」の意見交換会 9月15日(金曜日) 8:00~10:00

このうち(1)と(3)の講義は、同大学の一番遅い授業時間帯に実施したので、学生にとっては、他の授業時間帯とあまり重複しなかったためか、教室(約200名収容)いっぱいの学生が受講した。

また、(4)の意見交換会に参加した教員は10名程度であったが、参加教員の年齢は総じて若く、女性が半数を占めていた。

なお、以上の学術交流の実施状況については、同大学のインターネット新聞⁹⁾でも紹介されている。

6) 実施結果

今回の学術交流を実施した結果、印象に残ったことは、次の3点である。

第一に、中南民族大学は、当初の予想をはるかに超えて大規模であったことである。

前回のJBICのプロジェクト調査で西安や貴陽にある幾つかの大学を訪問した際、各大学の規模が日本の大学に比べて大きいことはわかっていたので、今回訪問した中南民族大学も、その名称にかかわらず、ある程度大きい規模の大学であろうと、当初は予想していた。しかし、実際に訪問してみると、この当初の予想をはるかに超える大規模な大学であることに驚かされた。

同大学は、武漢南部にある大きな湖(南湖)の南側のほとりに位置しているが、その緑豊かなキャンパスの広大さ(敷地面積70ヘクタール)にまず驚かされた。

そして、同大学の広報資料によると、同大学は、15の学部(中国では学院という)を擁する総合大学であり、専任の教職員数だけで1600人以上、学生数は約1万人となっている。この数字だけを見ても、いかに大規模であるかがわかる。

従って、このような広大なキャンパス内には、学部ごとに建物（教室）が散在し、それに合わせて幾つもの学生食堂が設置されているほか、数多くの学生寮や教職員宿舎は団地のように建っている。更に、売店、理容・美容店など日常生活に必要な施設も揃っているのも、いわば一つの町村のようなものであり、殆どの教職員・学生がキャンパス内で暮らしている。

中でも特筆すべきは、ホテル（大学と関係ない一般人も泊まれるとのこと）や旅行社もキャンパス内に設置されていたことである。これは、同大学が民族大学の特性上、少数民族は優先的に入学できるとのことで、これらの学生の父兄等が山間部等から武漢（大都会）に出てきた場合に対応できるようにするため設置されたものとのことであつた。

第二に、新入生全員が、入学後の新学期に軍事教練を受けていることである。

この点については、前回（JBIC プロジェクト調査）の訪中の際、貴州財經学院を訪問したとき、キャンパス内に揃いのユニフォーム（迷彩服）を着た大勢の学生が溢れていたという異様な光景を目にしていた。

今回の中南民族大学の滞在中（同大学内のホテルに宿泊）においても、幾つもの集団（一つの集団は大体2～300人で構成され男女混成もあるが、ユニフォームは集団ごとに多少異なる）が、朝早く（6：00～7：00頃）から夕方遅く（21：00頃）まで、キャンパス内の運動場等で隊列を組んで行進するなどの訓練をしている光景を目にした。

これは、中国では、大学への新入生は、新学期の9月に軍事教練を受ける義務が課せられているためとのことであり、毎年、現役軍人が各大学に出向き、新入生全員に対して、このような訓練をしているとのことであつた。

最後に、中南民族大学には、教室、体育館、陸上競技場・各種運動場、学生寮、食堂など数多くの建物・施設があるが、中でも、これまで訪問した他大学では類を見ない極めて特徴的な建物・施設としては、中央図書館

と民族博物館を挙げることができる。

まず、中央図書館は、中国独特の建築スタイルで高層（約20階建て）ツインタワーとなっているので、キャンパス内のかなり離れた遠くからでも、その威容が自ずと目に入る。いわば同大学のシンボルマーク的建物・施設といえる。この中央図書館の蔵書数は、約100万冊とのことであるが、王教授によれば法学関係の図書は未だ不十分であるとのことであった。

次に、民族博物館は、中国で最初に設立された民族博物館とのことである。南湖に面したキャンパス内に建てられており、その外観は市中の博物館と比べても何ら遜色がない。また、中国には50を超える少数民族がいるといわれているが、これら少数民族に関する約1万点の資料等が保存されているそうで、中でも、中国の殆どの少数民族の伝統的民族衣装の展示には目を奪われた。

3. 中国の法制度と法学教育

今回の中南民族大学との学術交流と前年のJBICプロジェクト調査により、中国（特に中南地区内陸部）の大学における法学教育の実状をある程度とらえることができた。

中国の各大学における教育環境を見ると、中南民族大学に代表されるように設備等のハード面では、一般的に、日本の大学と比べても遜色ないほど充実している。

これに対してソフト面では、特に、法学教育の体制・内容等が大きく遅れていることは否めない。これは、中国がWTO加盟を契機に、従来の人治国家から法治国家への脱却のため道を歩み始めて10数年しか経過していないという歴史的背景に起因するものといえよう。つまり、法治国家の土台ともいべき法制度が整備されていなければ、近代的な法学教育そのものが成り立たないからである。

そこで、中国における法制度整備の経緯を概観した上で、今後の法学教

中国の大学における法学教育の現状と課題

育の課題について考えてみることにする。

1) 中国における法制度整備の経緯

中国は、長い間、一党（共産党）独裁の社会主義経済体制をとっていた関係上、国家としての統一的な市場経済ルールに関する法律（特に、会社法、証券取引法等の企業法や独占禁止法等の競争法）はもともと必要がなかった。それ故、中国は人治国家といわれてきた。

しかし、市場経済体制へ移行するためには法制度の整備が避けられず、1994年12月の中央最高指導者の勉強会で、「法治社会建設」のスローガンが高らかに唱えられたのである。

これを受けて、国の最高法規である憲法については、1999年の改正により社会主義市場経済、多様な所有制及び分配制、私営経済などが明文で盛り込まれ、2004年の改正では合法的な私有財産の保護、非公有制経済発展の奨励などを規定するなど、市場経済化実現に向けて改正された¹⁰⁾。

そして何よりも、2001年12月のWTO加盟は、中国の市場経済ルールに関する法整備に非常に大きな影響を及ぼした。すなわち、中国は、WTO加盟によりWTO協定（マラケシュ協定、GATT、GATS、TRIM、TRIPSなどの協定）を全て一括して受託することが要求され、これらの協定の規律を受けることになるほか、加盟文書（議定書など）により数々の約束（Commitment）をさせられた。

なお、このWTO協定は、もともと貿易や関税など対外経済に係るものであるが、市場の対外開放や各産業分野の規制緩和など国内経済にも大きく影響を及ぼす内容を含んでいるため、各加盟国は、たとえ国内経済に係る法規であっても、WTO協定・約束の内容に適合するように国内法を整備しなければならないという義務を負わされる。

このため、中国は、中央レベルの部門規則から地方レベルの地方人民政府規則や通達などを含めると200万件の法規を見直し対象とし、2001年

から2002年にかけてだけで、このうち20万件が制定・改廃されたといわれている¹¹⁾。

また、中国は、かねてより著作物の海賊版や模倣品などの横行が海外から批判を浴びるなど、WTO加盟に当たって知的財産権の保護強化が課題であった。そこで、特許法(2001年、2002年改正)、商標法(2001年改正)、著作権法(2001年改正)、コンピュータ・ソフトウェア保護条例(2002年1月に旧条例を廃止し、新条例を施行)などの知的財産権法(中国語は「知識産権法」)を改正したほか、対外貿易法(2004年4月改正)の中にも知的財産保護に関する規定を設けるなどの整備を次々と行なった¹²⁾。

一方、日本の不正競争防止法に相当する「反不当競争法」¹³⁾は比較的早く1993年に制定されていたが、独占禁止法(反トラスト法)の制定に時間を要した。この独占禁止法は、市場経済ルール of 根幹をなす法律であるから経済憲法とも呼ばれ、現在、世界の主要国(100カ国以上)では必ず制定されている。この長年の懸案であった独占禁止法を、2007年8月30日に、ようやく制定公布したのである。なお、この法律の施行日は2008年8月1日となっている。

以上により、現在の中国は、市場経済ルールに関する法律の整備をほぼ完了し、日本の法律に相当する法律は全て揃ったといえる。

2) 中国の大学における法学教育の経緯

中国の大学における法学教育の経緯を見ると、前項の法制度整備の経緯に符合して、以下の通り衰退・発展している。

従前の中国は人治国家であったから、国家レベルの法が未整備であったことが、大学における法学教育の軽視につながった。例えば、文系総合大学の入学者の中で最も成績が悪い者が法学部(中国では法学院)に在籍し、就職も一番悪い学部という評価であった。

そして、文化大革命により中国の殆どの有名大学の法学部(法学院)は

中国の大学における法学教育の現状と課題

廃止されたので、法学教育はますます衰退せざるをえず、いわば法学教育の暗黒時代を迎えた。

その後、国の政策によって法治国家建設のスローガンが強く訴えられてきたことにより、大学における法学教育の重要性が見直され、過去に法学部を廃止した各大学でも、改めて法学部を設置しだした。これに拍車がかかったのは、WTO加盟後（2001年以降）である。

そして近年では、法学部は、理科系大学でも設置するほど、人気が一番高い学部で入学競争率が高くなり、法学部生の就職も良くなっているとのことである。更に、最近では法学部だけでなく、法学修士・博士課程の大学院やいわゆる法科大学院を設置する理科系大学も出現している。

3) 中国の大学における法学教育の今後の課題

中国の各大学における法学院の設置は、法学教育を推進するための第一歩、すなわち法学教育環境等（ハード面）を整えただけにすぎない。つまり、実際に法学生に提供する法学教育の内容充実等ソフト面の整備も絶対欠かすことはできないのであり、これがなければ、いわゆる「仏作って魂入れず」に終わることになる。

このことは、中南民族大学をはじめ各大学の現状を実際に見聞することで強く感じた。つまり、大学における実際の法学教育を見ると、教師の陣容、教育内容、教授方法等のソフト面の整備が十分といえず、改善の必要があると思われたからである。

従って、中国の大学の法学教育において今後取り組むべき課題は、以下に掲げるようなソフト面を重点的に改善すべきといえよう。

(1) 若手教員の養成

現在のソフト面が不十分な状態になった最大の原因は、法学教育に携わる経験豊かな専門教員の不足によるものである。

これまで訪問した中国の各大学で接した法学院の教員を見ると、総じて20歳～30歳台の若い人が多く、ベテラン（40～50歳台）は少なかった。例えば、中南民族大学の法学院の学生数は1300余人であり、専任教員数は57人とまずまずの人数であるが、このうち教授は僅か9人、副教授は26人となっている¹⁴⁾。このように経験豊富な専門教員（教授クラス）が極端に少ないのである。

これは、中国の大学では、文化大革命後の法学教育暗黒時代が長年続いたため、この間に法学専門教員の養成ができず、経験豊富な教員不足という結果を招いたものと推測できる。

従って、各大学でも、法学専任教員を採用する場合、科目に適合するベテラン教員の採用は難しいので、若い人材に頼らざるを得ないのが実状となっている。しかし、若い教員は、自ずと教育・研究歴が浅いので、一般的に当該専門分野に精通しているとは限らない。このように若い教員が極端に多いという法学院の教員体制・陣容では、十分な内容で高水準の法学教育を提供が難しいのではなからうか。

これを解決するための妙案はないので、時間をかけて、これら若い教員を養成するほかない。つまり、若い教員に、海外留学、学会派遣、その他の機会を多く与えるなどして教員としての経験・知識等資質を向上させるほかなく、これによって法学教育内容も充実し、その質やレベルも高くなっていくことを期待できる。

(2) 法学教育カリキュラムの改善

次に、各法学院が取り組むべき課題としては、法学教育内容の編成すなわちカリキュラムの改善がある。

現行の各大学の法学教育カリキュラム¹⁵⁾を見ると、必修科目は、中国独自の教科（思想道德と教養、毛沢東思想概論、鄧小平理論概論、マルクス主義哲学など）及び六法（憲・民・商・刑・民訴・刑訴法）、行政法、知

的財産権法などの法律専門科目で殆どが占められ、法律専門科目以外では、英語、体育、計算機などの科目があるだけである。また、選択科目も、その殆どが法律専門科目（会社法、証券法、手形法、税法、労働法等の国内法と、国際金融法、国際貿易法、国際経済法、国際税法等の国際法）で占められている。

このように各大学の法学院のカリキュラム（必修・選択科目）は、殆どが法律専門科目で占められており、中でも必修科目の内容は、ほぼ同一となっている。つまり、大学の特色を生かした独自のカリキュラムとなっていない。

しかし、急速に国際化や市場経済化が進んでいる中国では、このような法律科目偏重のカリキュラムでは、法学教育内容が時代に適合しなくなる危険をはらんでいる。特に、毛沢東思想概論などの中国独自の教科（各大学共通の必修科目）は、現在の中国では、その意義が殆ど失われているのではないだろうか。

そこで、日本の法学部教育内容などを参考にして、法律を学ぶための基礎となる倫理性、論理性、公平性（バランス感覚）などの素養を身につけるため一般教養科目や市場経済ルールの基礎をなす競争原理・メカニズムなどを学ぶための科目もカリキュラムに取り入れるなどして、各大学はそれぞれ独自性を発揮してもよい。

なお、このカリキュラム改善は、前項の若手教員の養成という課題と密接に関連しており、両者はいわば車の両輪のような関係があるので、同時に並行して解決していくべきであるといえる。

(3) 政治体制からの脱却

初めて中国の大学の建物内を案内された際、学院長などの個室より立派な党委書記の個室があるのに驚いた。人治国家の名残が法治国家建設の最先端を担う法学教育の現場にも残されていると思われたからである。

この党委書記は、形式的には学院長と同格以上に見えるが、実質的に大学の運営（例えば、教員の採用・昇任など）にどの程度関与しているのかはわからない。もし、党委書記が大学の運営に関与しているのであれば、中国の大学・各学院は、いわば政治体制の一機関と位置づけられるので、日本のような「学問の自由」「大学の自治」といった自主性や独自性が認められていないことになる。

そうすると、中国の大学は、それぞれの特色に合わせた教育改革ができず、また、上記の若手教員の養成やカリキュラムの改善を効果的に実現することが困難となる。

従って、中国の各大学が政治体制から脱却し、自主性・独自性を確保することが望まれるが、これは、大学教育に関する国の方針・施策に係る課題といえる。

4. おわりに

今回の中南民族大学との学術交流により、中国の大学における法学教育の現状を概ね把握し、また、今後の課題を見出すことができた。

ところで、中国は、2001年のWTO加盟を契機として、この10年来、飛躍的な経済成長を遂げることができた。そして、2008年の北京オリンピックを控えて都市部を中心に交通その他生活関連インフラも完備されつつある。

また、中国は、このWTO加盟により、国際的な市場経済ルール（WTO協定）に基づいて国内法を整備する義務を負ったが、地方レベルの規則まで含めると200万件にも及ぶといわれた膨大な法令整備作業も2007年8月の独占禁止法の制定をもってほぼ完了したといえる。

一方では、1994年の「法治社会建設」のスローガンに基づく国策により、法学教育の重要性が見直され、現在では、今回の交流先の中南民族大学をはじめ全国の有力大学は法学院（法学部）を設置している。

ところが、膨大な法令整備作業の最中に設置された法学院が多いので、法学教育を担う教員不足などにより、実際に提供している法学教育内容等のソフト面の整備が不十分であることが伺える。中国の大学にとって、法学教育のソフト面の強化・充実・向上が今後取り組むべき課題といえるが、これを背景として、今回の中南民族大学との学術交流（日本法に関するレクチャー中心）や前年に行った JBIC のプロジェクト調査は生まれたのである。つまり、両者の目的は密接に関連しているのである。

なお、JBIC のプロジェクト調査の一環として、本学では、2006 年 9 月から 10 月にかけて、中国・貴州省の 6 大学の教職員 20 数名に対して「市場ルールに関する研修（30 日間コース）」を実施したが、この研修においても、10 月 2 日午前・午後に分けて、「日本の企業法（会社法を中心として）」と「企業取引と法」をテーマにレクチャーを行ったことを付言しておく。

註

- 1) 中国・湖北省の省都・武漢市（Wuhan）にある中国中西部を代表する名門の民族大学（北京の中央民族大学に次ぎ 8 校ある地方民族大学のトップ）。1951 年に「中南民族学院」として創設され、2002 年 3 月に現在の「中南民族大学」に改名された。武漢の南部にある大きな湖（南湖）の南側に広大なキャンパスは接している。現在、15 の学院（いわゆる学部）と体育部及び計算実験中心を擁する総合大学である。このうち法学院は 2001 年に設置され、教師が 57 名、学生・研究生が 1,300 名となっている。

なお、大学概況は、URL ; <http://www.scuec.edu.cn/blist.php?sort=学校概況&listno=1> で参照できる。

- 2) 2001 年 2 月の WTO 閣僚会議で加盟を承認され、条約（議定書）は同年 12 月 11 日に発効した。中国は、「公平で合理的な司法審査」を保障するた

めの国内関連法制の整備や司法制度改革が急務とされ、特に、知的財産権法制や仲裁法制は大幅な見直しを迫られた。

- 3) 「社会主義市場経済」は、本来、矛盾した概念であり、1993年11月の中国共産党14期3中全会で具体化されたという中国独自の概念である。つまり、社会主義の基本制度（公有制を主体としつつ、多種類の経済構成要素を認める）と一つに結びついたものであり、国家のマクロ規制のもとに市場に資源の配置に対して基礎的な役割を果たさせることにほかならない。
- 4) JBICは、国際協力銀行法（平成11年法律第35号）に基づき、我が国の対外経済政策・経済協力遂行を担う政策金融機関として、従前の日本輸出入銀行と海外経済協力基金が統合して設立された銀行。JBICの業務の柱の一つとして「開発途上地域の経済社会開発・経済安定化への支援」すなわち政府開発援助（ODA）がある。なお、JBICの海外経済協力業務は、2008年10月1日に、国際協力機構（新JICA）に承継された。
- 5) 2004年度に「中国の市場経済ルールに関する高等教育の現状と課題」をテーマに行ったJBIC提案型調査であり、このプロジェクトチームは、その性質上、経済学部（堺 憲一教授、羅 歆鎮准教授）、経営学部（柴田 高教授）、現代法学部（磯野弥生教授、筆者）の教員と、事務局として永山和彦学務部長（当時は研究課長）の6名で構成した。
- 6) 王教授の来日目的は、日本の知的財産権法の研究であり、虞副教授の来日目的は、広告関係の研究であった。
- 7) 出典；射手矢好雄・布井千博・周劍龍「改正中国会社法・証券法」2006年4月、商事法務
- 8) この「日本の司法制度改革」は私の専門外であるが、このレジュメ作成においては、この分野の専門家である宮本康昭先生（現・法テラス多摩弁護士、元・本学現代法学部教授）から多大なご指導・ご支援を得た。
- 9) この講義についての同大学インターネット新聞記事のURLは以下の通り。
 - ・同大学・学生工作部（処）；<http://www.scuec.edu.cn/stu/article.php/1992>
 - ・同大学・法学院学生工作；<http://www.scuec.edu.cn/falvxi/news/view.php?id=37>
- 10) 出典；王家福・加藤雅信編「現代中国法入門」1997年、勁草書房／本間正道・鈴木賢・高見澤磨「現代中国法入門 [第3版]」2004年7月、有斐閣

中国の大学における法学教育の現状と課題

- 11) 出典；射手矢好雄・石本茂彦編「中国ビジネス必携 2005／2006」ジェトロ出版
- 12) 出典；遠藤 誠「中国知的財産法」2006年2月、商事法務
- 13) この「反不当競争法」には、日本の独占禁止法で規定している「不公正な取引方法（抱合せ販売等）」や「不当な取引制限（カルテル、入札談合）」についての禁止規定が一応盛り込まれている。
- 14) この数字は、中南民族大学法学院ホームページ（<http://www.scuec.edu.cn/falvxi/xygk.php>）から抜粋
- 15) 前掲5のプロジェクト調査によりJBICに提出した2005年3月付最終報告書「中国の市場経済ルールに関する高等教育の現状と課題」付録2の復旦大学（上海）、雲南大学（昆明）、貴州財經学院の各法学部カリキュラム比較表から抜粋